

## 理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、北本都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

### 【北本都市計画における位置等】

第14号生産緑地地区、第20号生産緑地地区、第69号生産緑地地区、第71号生産緑地地区、第85号生産緑地地区、第93号生産緑地地区、第118-1号生産緑地地区

### 【変更の必要性】

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除が行われたため

### 【変更の内容】

地区の一部廃止及び全部廃止

### 【関連する都市計画】

### 【上位計画での位置付け】